

令和5年度三木中学校部活動活動方針 (ダイジェスト版)

1 部活動の意義

部活動は、学校教育の一環として、スポーツや文化、科学等に関心をもつ自主的・自発的に参加する生徒によって組織され、より高い水準の技能や記録等に挑戦する中で、その楽しさや喜びを味わったり、学級や学年を離れてなかまや教職員等と密接に触れ合ったりすることにより、自主性、自発性、協調性、責任感、連帯感、規範意識等を育むとともに、豊かな学校生活を経験することができる教育的に価値ある活動です。

2 適切な部活動の運営

①生徒のバランスのとれた生活の確保と効果的な活動計画の作成について

各部活動における指導の責任者等は、生徒のバランスのとれた生活や成長に支障をきたすことがないように生徒の健康・安全への配慮など適切な支援を行いつつ運営します。また、効果的・段階的な練習方法や活動内容の工夫等を行い、休養日や活動時間を適切に設定するよう計画し、生徒が今以上の技能や記録等の目標に挑戦できるようにします。そして、生徒の主体性を大切にすることで「生きる力」の育成に努めます。

②「ハイシーズン」・「オフシーズン」について

目標とする大会やコンクール等で力を発揮するために、技術等を強化する時期が必要である場合は、いわゆる「ハイシーズン」として活動時間を確保します。ただし、その場合は、それ以外の時期に「オフシーズン」を設け、休養日を十分に確保する等、生徒の心身疲労の蓄積を解消し、部活動に対する意欲の維持、向上を図ります。

(詳細については、裏面を参照)

3 保護者・地域との連携

部活動を充実させるためには、保護者の方々の御理解や御協力が不可欠です。当年度初に部活動PTA等を開催し、部活動の意義や目標、活動方針・年間計画・経費などを説明するとともに、毎月、活動内容や計画等をお知らせします。

また、部活動における様々な地域人材の活用を図るとともに、三木中後援会や町内関係諸団体との連携、民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形でのよりよい活動環境の整備に努めます。

4 適切な休養日等の設定

- 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう設定された国・県・町のガイドラインにおける基準に準じ、以下の通りとします

① 休養日について

- ・ 学期中は週当たり2日以上**の休養日**を設けます。連休等で休日が連続する場合に限り土日の休養日を連休中の別の休日に振り替えてもよいこととします。長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行います。
- ・ 平日は少なくとも1日(原則水曜日)、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を**休養日**とします。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。また、ゴールデンウィーク等休日が連続する場合は、その期間の水曜と土日のどちらかの1日の日数分の休養日とその期間中にとります。

② 活動時間について

- ・ 1日の活動時間は、最終下校時刻を厳守し、長くとも平日では**放課後2時間程度まで**、**学校の休業日は3時間程度まで**とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。原則として、朝練習は実施しません。
- ・ 活動時間には、準備、片付け、大会・練習試合・合同練習等の会場への移動、複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、見学等は含みません。それらは必要最小限の時間とするとともに、練習試合や合同練習等は恒常的には実施しません。
- ・ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、学習時間を確保し、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中等にある程度の休養期間(オフシーズン)を設けます。原則として、学校閉庁日(8月中旬の定められた日及び12月29日～1月3日)は休養期間(オフシーズン)とします。

③ ハイシーズンについて

- ・ 運動部活動においては、香川県・高松地区等中学校総合体育大会及び香川県・高松地区等中学校新人体育大会に向けて、文化部活動においては、校長が定める年2回までの大会やコンクール等に向けて、いわゆる「ハイシーズン」として、校長の承認を得た上で、保護者の同意を得た生徒の活動時間を確保します。

期間は、各競技の大会・コンクール開催日の1か月前から一連の大会等終了日前日までとします。ハイシーズン中の活動時間は、長期休業中も含め平日は3時間程度で、定められた最終下校時刻までとし、土日は2日間の活動時間の合計が8時間未満とします。

ただし、いわゆるハイシーズン中においても、1週間に最低1日は休養日を設けます。